

燕 用 第 3 0 0 9 号

令 和 7 年 3 月 1 7 日

関 係 各 位

総務部用地管財課長

令和7年度建設工事における技術者及び現場代理人等経歴書の提出について（依頼）

日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおりご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 提 出 書 類 技術者及び現場代理人等経歴書（名簿登載のある工事種類ごと）
2. 対 象 者 燕市に本社本店を有し「令和7・8年度燕市建設工事入札参加資格者名簿」に登載されている建設業者
3. 受 付 期 間 令和7年4月1日（火）午前9時～令和7年4月25日（金）午後5時
4. 提 出 方 法 持参、郵送又はメールによる提出
5. 提 出 先 〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地
燕市総務部用地管財課契約管理係（市庁舎3階）
TEL 0256-92-1111（代表）
TEL 0256-77-8332（直通）
FAX 0256-92-2112
E-mail kanzai@city.tsubame.lg.jp

別紙 1

「技術者及び現場代理人等経歴書」記載方法について

1. 記載方法

- (1) 技術職員数は、令和 7・8 年度建設工事入札参加資格審査申請書に記載の技術職員数と一致するはずなので、よく確認の上記載して下さい。ただし、申請書提出後において人数の異動があれば、この限りではありません。
- (2) 「年齢」欄の記載にあたっては、**令和 8 年 3 月 31 日における満年齢**を記載して下さい。
- (3) 「法令による免許等」欄の記載にあたっては、建設業法第 7 条第 2 号ハ（※建設業法の抜粋のとおり）に該当する免許だけを記載して下さい。
- (4) 「経験年数」の欄の記載にあたっては、建設業法第 7 条第 2 号ロ（※建設業法の抜粋のとおり）に該当する年月数を記載して下さい。よって、**免許等の取得後からの経験年月数でない**ので注意して下さい。
- (5) 「主任技術者」欄（建設業法技術者該当区分内）の記載にあたっては、建設業法第 7 条第 2 号イ・ロ・ハ（※建設業法の抜粋のとおり）に該当する者だけを記載して下さい。
- (6) 「監理技術者」欄（建設業法技術者該当区分内）の記載にあたっては、建設業法第 15 条第 2 号イ・ロ・ハ（※建設業法の抜粋のとおり）に該当する者だけを記載して下さい。
- (7) 「現場代理人」欄の記載にあたっては、資格等は必要ありませんがその職務権限は『契約の履行に関し工事現場に常駐し請負者の一切の権限を行使する。』ものであるため、これらの行使できる者を選任しその欄に○印を記載して下さい。
- (8) 「加入保険名及びその記号・番号」欄の記載にあたっては、雇用保険（**65 才以上の方も平成 29 年 1 月 1 日から加入が必要になりました。**）・社会保険・国民健康保険等の加入保険の頭文字と記号・番号（保険者番号）を記載して下さい。
- (9) 現場代理人及び技術者等については、会社等と直接的かつ恒常的な雇用関係（**3 か月以上の雇用関係**）にあるものだけを記載して下さい。
- (10) 名簿登載されている**建設工事の種類ごと**に本書を作成して下さい。
- (11) 本書提出後異動があったときは、所定の様式により遅滞なく届け出て下さい。

参考

※建設業法の抜粋

(許可の基準)

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。第二十六条の七第一項第二号ロにおいて同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。同号ロにおいて同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。同号ロにおいて同じ。)を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

(許可の基準)

第十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 第七条第一号及び第三号に該当する者であること。

二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術(設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。)の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業(以下「指定建設業」という。)の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

イ 第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者

ロ 第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

三 発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足る財産的基礎を有すること。